

# 一時保育事業

## 非定型的保育サービス

保護者の短時間就労、職業訓練、就学などにより家庭での保育が断続的に困難となるため、一時的に保育が必要となる場合〔週3日間を限度とする〕

## 緊急保育サービス

保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急、一時的に保育が必要となる場合〔継続25日間を限度とする〕※各種証明書が必要

## 私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消（リフレッシュ）するためなど、私的な理由により一時的に保育を希望される場合〔月2日間を限度とする〕

## ○対象児童

- ・保護者ととも町内に住所を有し居住
  - ・健康で集団保育が可能な満1歳以上（利用日現在の満年齢）から就学前までの乳幼児
- ※里帰り出産、災害等その他の理由により一時的に町内に滞在している場合は、住所を有していなくても利用可

## ○一時保育の実施場所

大山崎町立大山崎町保育所 住所：大山崎町字大山崎小字堀尻15番地

## ○利用できる日と時間

- 《平日》 午前8時30分～午後4時  
《土曜日》 午前8時30分～正午  
※保育所の休所日（日曜、祝日、年末年始等）及び春夏などの申込保育期間は除く。

## ○利用料（年齢区分は利用日現在の満年齢）

- 《3歳未満児》 1時間につき300円  
《3歳以上児》 1時間につき200円  
《給食費（希望者のみ）》 1日につき300円。土曜日は給食なし  
※給食は完了食のみ（母乳及びミルク、離乳食、アレルギー食の対応はしません。）  
※利用料、給食費は利用月の最終日までに直接保育所へお支払いください。  
※利用前日の正午以降に利用を辞退された場合は、その日の利用料等がかかります。

## ○利用定員

日によっては受け入れ人数を調整させていただく場合があります。  
※利用希望の方が多数の場合は、お断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

## ○申込方法 大山崎町保育所（第1保育所）に直接お申し込みください。

申込期間：利用月の前月1日以降から利用される日の7日前まで（その日が保育所の休所日に当たる時はその直前の休所日でない日）

受付時間：平日 8時30分から17時00分

※申請書は各町立保育所、町役場福祉課児童福祉係（7番窓口）にあります。また、町ホームページからダウンロードもできます。

## ★お問合せ

大山崎町立大山崎町保育所（075-956-3397）または  
町役場健康福祉部福祉課児童福祉係（075-956-2101（代表））まで

